

# みやけの風

## 第 212 号

平成 17 年(2005年) 2月 26日(土)発行  
 発行：三宅島災害・東京ボランティア支援センター  
 発行責任者：上原 泰男  
 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ 10階  
 東京ボランティア・市民活動センター気付  
 TEL：03-3260-7573 FAX：03-5229-1646  
 E-mail：tokyocenter@cmpo.org

私たち三宅島支援センターの三宅島事務所での活動も、早3週間が過ぎようとしています。いろいろとありました。20名ほどのボランティアが入れ替わり立ち代り、常駐し、気持ち良く活動できるような環境作りも、息の長い活動の土台となると、事務局一同頑張っています。港で赤い帽子を見かけたら、声をかけて下さいね。

### みんなの声

#### 楽しかった手芸教室

避難した年の冬から 4 年余りにわたり、毎週水曜日にボランティアで編み物を中心に手芸を教えてくださいました松本幸子(いつこ)先生に、感謝する集いを 2 月 23 日(水)に行いました。

島の天草で作ったところてんにおしるこ、お菓子に果物を食べながら、なごやかな会になりました。

だれもがこれほど長く続くとは思っていませんでした。簡単な帽子やマフラーから編み始め、3 年くらいたったころには、すてきなセーターやカーディガンに挑戦する人も出てきました。まさに『継続は力なり』です。また、ふれあい集会に出展するために一生懸命編んだこともありました。本当によい思い出になりました。

(桐ヶ丘三宅島手芸クラブ 浅沼 美佐子)

#### ここでの出会いをこれからも

松本先生には 4 年間お世話になり、心から感謝しております。全島避難でこちらに着いたばかりのころ、ただただ不安で、

まるで根を引きちぎられ、抜かれた草のようでした。

手芸クラブが始まり、先生に明るく励ましていただいたり、島の皆さんとの楽しいおしゃべりにほっとし、また、家で夢中で手を動かしているうちに、気持ちも落ち着き、「何とかなるさ。今日を楽しく！」という思いになりました。

折々にいろいろな企画をし、変化をつけてくださる神着の浅沼美佐子さん、途中から参加され、地元の話題をたくさん教えてくださいました桐ヶ丘の方々とのふれあい、皆で頑張ったバザーの参加などなど、たくさんの思い出がよぎります。

手芸クラブ一同、松本先生のご健康とご活躍をお祈りするとともに、ここで生まれた人の輪がこれからもさまざまな形で発展し、交流が続いていくことを願っております。(桐ヶ丘三宅島手芸クラブ 荏原 昭子)

### 三宅島支援センターより

紙面の都合上、三宅島帰島支援活動報告は、次週、あらためてお伝えします。

お引越し・帰島支援ボランティアに関するお問合せは  
 三宅島支援センター三宅島事務所 TEL：04994-2-1501  
 三宅島三宅村伊豆1054 伊豆老人福祉館内  
 三宅島支援センター東京事務所 TEL：03-3260-7573  
 新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ10F

どうぞお気軽にご相談ください!

**三宅村商工会より****【確定申告相談会】**

【三宅島】は、2月1日午後3時00分避難指示解除されましたが、税金に関する申告・納付期間について、国税局長官により告示されていませんので、税金に関する申告・納付期限は現在も延長されています。

しかし、避難先にて事業再開されている方はもとより、そうでない方でも、帰島後一定期間内に申告・納付が生じます。帰島する方、そうでない方も引越しの準備等で忙しい中での確定申告相談会となりますが、ご参加下さいますようお願いいたします。

尚、参加される方については、お手数をお掛け致しますが、3月10日(木)までに三宅村商工会(電話042-540-3363)に予約して下さい。

## 記

1. 開催日 平成17年3月16日(水)・3月17日(木)
2. 開催時間 午前の部 午前10時00分～正午  
午後の部 午前 1時00分～午後 5時00分  
【受付時間は午前・午後の部共に終了時間の30分前まで】
3. 開催会場 島嶼会館 第2会議室 (港区海岸1-4-7)
4. 内容 事業所得(個人)・年金所得・給与所得・医療費控除・還付申告の無料相談会
5. 対象者 商工会会員・青色申告会会員・会員外
6. 相談員 商工会職員・税理士(東京税理士会芝支部所属)
7. その他 会場には駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。

主催 三宅村商工会

共催 (社)芝青色申告会 三宅島地区青色申告会

**必要書類 平成16年分の確定申告をする場合**

- 売上高・経費のわかるもの(事業所得)【個人】  
前年申告している方は、前年の損益計算書
- 給与所得の源泉徴収票
- 年金所得の源泉徴収票
- シルバー人材センターの発行する配分金証明書
- 国民健康保険料を支払った金額(平成16年1月から12月まで)
- 国民年金保険料を支払った金額(平成16年1月から12月まで)
- 生命保険料の証明書(一般生命保険保険料：個人年金保険料)
- 損害保険料の証明書(長期保険料：短期保険料)
- 障害者の場合は障害者手帳
- 配偶者が収入ある場合は源泉徴収票
- 医療費控除を受ける場合は医療機関の領収書：交通費の金額  
保険金など受け取った金額又は受け取れる金額  
平成16年1月から平成16年12月までに支払った領収書
- 印鑑
- 税金の還付がある方は本人名義の預金通帳(金融機関名・預金の種類・口座番号がわかるもの)  
収用による譲渡がある場合：土地を砂防ダム等のために、東京都や三宅村に譲渡した方は、買取証明書・収用等を証明する書類